

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	信用保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。</li> <li>●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定。</li> <li>●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できます。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）。</li> </ul>
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会